

地方議会の改革

改革派首長からの地方議会改革の提言

赤川貴大

政策研究部プログラム・オフィサー

「公開研究会」を振り返って

「地方自治体のガバナンス研究」では、地方のことは地方で決めるという自治の本質的問題意識の下、自治体の立法機能に着目して、約1年をかけて研究を行った。その成果として、政策提言「分権時代の地方議会改革－改革派首長からの提言－」を2008年7月に公表した。

同時期に研究会メンバーが地方自治の「現場」に出向いて実務家や市民と地方議会の改革について議論するシンポジウムや「公開研究会」を名古屋市、塩尻市、宇治市、福山市、三豊市、福岡市の各都市で開催した。東京財団の研究員1～3名と地方自治の制度と実態に精通している有識者が講師を務め、地方議会議員を中心とする参加者との意見交換を活発に繰り広げた。

現場を把握することの重要性はしばしば指摘される。地方の問題を扱う上では地方の実態を知らずして東京で声高に正論を主張しても改革は進まないとの意識は、スピーカー全員が共有していた。地方自治の理念に基づき「べき論」だけではなく、実情と大きな政治的な潮流である地方分権を踏まえた改革の姿を議論した。主催者の予想以上に、特定の政治団体や議員との関係が薄い一般市民の参加も毎回あった。地方議会改革は議員だけが関心を寄せる特殊な問題ではなく、本来の主権者たる住民自身が地方自治体の運営において重要で喫緊の課題のひとつと認識しているとの印象を受けた。

本稿では一連の地方キャンペーンを振り返り、地方自治体のガバナンスのあり方、特に地方議会の改革について論点を整理してみたい。

問われる地方議会の役割

提言書のタイトルが示すように、我々は地方分権の時代にいることを強く認識しなければならない。1993年の地方分権推進の国会決議以降、地方分権が進んでいる。それまでは「集権型分散システム」の国であった。つまり、国（霞ヶ関）で仕事を決めて、地方自治体がいわば“下請け”として、その仕事を遂行する体制だった。この体制下では経済成長で得た果実を各種業界や国民各層に所得再分配する目的は達成できた。だが、国民一人ひとりがゆとりか安心、あるいは真の豊かさを実感することは難しい。所得再分配による現

金給付の福祉社会から、ソフト面を重視したサービスを供給することで幸せを実感できる社会への転換が必要になった。サービスの内容は多岐に及ぶ。市民一人ひとりの要望に近いサービスを提供するには、現場のことを熟知した地方自治体の裁量をより大きくする必要がある。これからの地方分権の方向性は、時代に合わせて関心の高まっている高齢者福祉・子育て・教育について、地方自治体に大きな裁量権を与えできるだけ自由に仕事ができるようにすることだ。

この大きな流れの中で、地方議会のあり方について色々な議論がされている。議員報酬や政務調査費、議会の開会時間、審議内容について批判的な記事が、新聞等に掲載されることも多くなった。議会の決断が、地方自治体の将来を左右する時代に突入したことで、多くの議員は今まで以上に熱い情熱を持って議会活動に取り組もうとしている。政策立案能力を高めるために様々な研修や公共政策大学院に通う議員も少なくない。地方分権時代における地方議会の役割が問われ、それに応えようという議員個々の前向きな姿勢は評価されて良い。

ただ、本来、市民に一番身近なのが地方議会や地方議員であるはずだが、多くの市民にとって、その実感はない。市民にとって最も身近な相談先は、行政の窓口である。近年はNPO等の市民団体の活動力が増し、市民の気軽な相談相手になることもある。議会や議員に相談を持ちかけるのは、特定の議員と懇意にしている少数派の市民である。地方議員と市民の距離をいかに縮めるかが今後の課題であろう。

「自治派」と「行革派」のアプローチ

地方議会改革のキャンペーン活動では、参加者に議会の役割について共通認識をもつことから始まった。議会とはなにか、議員とはなにかなど一見すると極めて初歩的な説明が不可欠であった。二元代表制の制度説明と同時に、議会改革の具体的な目的や手法を示すことで、議会や議員の役割をあぶり出すことを狙いとした。その結果、漠然としていた議会や議員の存在を鮮明にすることができ、地方議会改革の問題点の整理につながった。

地方分権改革推進委員会の委員長代理を務める西尾勝氏は、地方分権を推し進める勢力を大きく二つに分けている。ひとつは自治の強化を目指す「自治派」であり、他方は行財政の効率化を重視する「行革派」である。この分類は地方議会改革を進める手法として参考となろう。住民自治の観点を重要視し、市民の議会への参加を強く求めるのが、「自治派」である。市民と議会の関係を徹底して強化する。そのためには、議会と市民両方に付与されている権能を十分に発揮することが求められる。一方、議員報酬や政務調査費など行政コストに注目するのは、「行革派」主導の議論である。議会の審議時間や内容と議会や議員にかかる費用を比較し適正を検証する。議会や議員のアウトプット、さらにはアウトカムを追求する。議会や議員活動の費用対効果を重視する。

改革は、この二つの手法を折り交えながら進めていく必要がある。「自治派」の手法だけを用いると、合意プロセスに膨大な時間と労力がかかる。市民の準備レベル、特に議論の

水準を適正に保障しなければ、「声の大きい」市民の意向が過大な影響を及ぼす。仕事や家事で多忙な日常をおくっている市民が多い。一人ひとりの市民がどの程度の時間と労力を割くことができるかを的確に見極めなければならない。

逼迫した財政状況下にある地方自治体にとって、議員の定数や報酬の削減は市民の福祉に直接的な打撃を与えないため、「行革派」の手法は魅力的に映る。目に見える改革のひとつとして、マスコミに取り上げられることが多い。だが、留意すべき点はある。「行革派」に偏った手法で議会改革を進め、議員数を大きく削減すると、多様な階層や地域の意向を表明し、議論する機会を失う。地域の多様性から市民が享受できる豊かさは少なくない。

信頼される地方議会を目指せ

「自治派」と「行革派」のアプローチを織り交ぜながら、地方分権の時代に見合う地方議会の姿を提示しなければならない。つまり、高い自由度を享受できる責任ある地方議会を示すことが肝要だ。国が権限や財源、人員を地方に譲らない背景には、自治体に対する不信がある。地方自治体の業務遂行能力を高く評価せず、「地方に任せるとめちやくちやな仕事をするから国が指導する」と発想する。それを打破するには、地方自治体のガバナンス（統治）システムを強化しなければならない。国に対し「権限をよこせ」と要求したり、勇ましく「戦い」を宣言するだけでなく、信頼を得る実績を示すことも重要である。市民からの信頼と財政規律を重視する国からの信頼の両方を得ることが地方議会に課せられた大きな任務である。目指すは自立と自律する地方議会である。

* * *

東京財団上席研究員である、木下敏之（前佐賀市長）、福嶋浩彦（前千葉県我孫子市長）、石田芳弘（前愛知県犬山市長）さらに、穂坂邦夫（前埼玉県志木市長）も含めて「改革派首長」として各地に出向き意見交換を行ってきた。前述の政策提言書では、議会との関係について調査し、木下と福嶋を地方自治法が定めている二元代表制に沿って運営した「原理主義型」、石田と穂坂に代表される議会懐柔手法を「手練手管型」と分類したが、さらに、木下を「行革派」、福嶋を「自治派」に分類できるのではないかと考える。以下では、木下、福嶋それぞれの視点からの論考を試みる。また、当研究会が注目している「議会基本条例」についても現状と今後の課題について述べたい。

議員活動の「見える化」がポイント

木下敏之 上席研究員

はじめに

筆者がスピーカーを務めた6回の「公開研究会」に参加した市民・地方議員の多くに共通なことは、日本の地方自治体に導入されている二元代表制が、先進国では例の無い制度であることを知らないことであった。首長と議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ二元代表制については理解されていた。だが、欧米の地方自治制度についての知識が少ない印象を受けた。

また、一般市民の意見としては、議会は役に立たない無用のものであるか、ほとんど有効に機能しておらず、その割に報酬が高すぎるのではという意見であった。地方議員からは、議会改革の必要性を理解しているものの、全会一致が原則の議会改革において、なかなか思うように進まないとの共通した悩みとして披露された。

佐賀市長時代に行政のコストダウンに注力し、議会費の一割削減や議長専用運転手の廃止など、議会の効率化を求めた筆者として、東京財団のキャンペーン活動での意見交換から見えてきた議会改革の議論の問題点と今後の方向について述べる。

欧米の地方議員が無報酬であることを真似ることの問題点

7月に開催した東京でのシンポジウムにおいて、「構想日本」の伊藤伸政策担当ディレクターから2005年に調査した主要先進国の国民100万人当たりの議員数や平均報酬の紹介があった。日本の地方議員の報酬が約680万円に対して、欧米の地方議員はその10分の一程度のところが多かった。2007年に現地調査した英仏の地方議員は無給、スウェーデンの地方議員は、原則として議会への出席日当のみ支給されていた。

このことに対して、多くの参加者は驚きをもって受け止めていた。おそらく住んでいる市町村の議会との比較を瞬時に行ったためであろう。だからと言って直ちに「日本の地方議員の報酬を大幅にカットするべきだ」と言うことはできない。なぜなら、地方議会に関わる制度と選挙のやり方が日本と欧米では大きく異なるからである。

はじめに述べたように、各地の公開研究会に参加された人たちの共通の反応は、日本の二元代表制地方自治制度が先進国では稀な制度であることを知らないというものであった。多くの欧米諸国の地方自治制度は、議員が住民から選ばれ、議員の中から市長や執行部の局長が選任される“議員内閣制”の一院制を採用している。この制度では、執行についても議員が責任を負っている。この根本的な制度の違いを多くの参加者は認識していなかった。

欧米の制度の基本的な考え方は、議員が議会において大きな方向性を議論して決定し、

その執行のために市長や局長を議員の中から選任する。そして、決定された方針を実行するためにシテイマネージャーという専門家を設けることができる。

地方議員の選挙制度も日本と異なる。政党が中心となって選挙が行われる。マニフェストも議員個々のものは存在しない。政党が作成し、配布にも責任を持つ。候補者の発掘や育成も政党が中心となっていく。候補者本人が選挙資金を準備する必要はない。候補者個人の財政的負担は日本の方が著しく大きい。

多くの議員は他に仕事をもっていることが多い。生活の糧は議員報酬から得ているのではない。昼間はしっかり働いている。議員活動の中心は、地域の問題を議論して、方向性と実施方法を定める。だから、多くの議員や市民が集まれる平日の夕方に議会を開催するのだ。

地方議会への批判は妥当か

参加した一般市民からの意見は、議会に対して厳しいものが多かった。議会は不要であるという極端なものをはじめとして、議員の人数が多すぎるというものや、議員報酬や政務調査費などをもらいすぎていて無駄であるというものである。

地方議員の数について先の「構想日本」の先進国の地方議員に関する調査によると、国民100万人当りの地方議員数は、ドイツが2,500人、スウェーデン1,600人、フランスが866人、アメリカが586人である。日本の地方議員の数は320人であり、国際的な比較では、著しく多いという水準ではない。

地方議員の責務の内容の違いや地方議会を支える仕組みの違いを無視して、単純に議員の数が多いと住民が主張しても、その根拠が希薄である。フランスでは、他の職業との兼職だけでなく、他の議会の議員との兼職も一般的である。一人の国会議員が市議会議員を兼ねることは国政と地方行政に精通した有力な政治家の証となる。日本の地方議会の議員に求められる能力は何かを明確にせず、数の多寡を議論しても建設的な結果は期待できない。

議員報酬や政務調査費についても厳しい意見が寄せられた。一口に議員報酬といっても、市町村の人口や財政の規模によって大きな差がある。名古屋市や福岡市のような政令市の議員と三豊市などの地方小都市の議員報酬を比較することに意味は見いだせない。市民と議員の間で議論を始める基礎的なデータや共通認識がない。市民の目に映る議員の姿が乏しいので感情的に高額の報酬を受けていると考えている。

公開研究会の質疑応答や閉会後の個別の意見交換で、一生懸命議員活動をしている議員ほど、「自分たちの報酬は低すぎる」との意識を強くもっていた。選挙の費用についての分析はこれまで散見されるものの、地方議員が日々どのような活動にどのように時間を使っているかを明らかにしたものはない。市民に議員の実態が見えていないことも問題であった。「行革派」の私から見ても、単純に報酬だけを比較して、日本の地方議員はもらいすぎだから、大幅に報酬を削減した方が良いとは断言することは適当では無いと考える。

民間の企業、特に中小零細企業やベンチャー企業の経営者が金融機関に融資をお願いするとき、いつも求められるものは実績の説明である。実績をきちんと説明できるかどうかは極めて重要である。地方議員も、利益誘導や行政に対する非生産的な注文を突き付けるだけではなく、議員活動の中身を深化、充実させ、その成果を目に見える形で有権者に示す努力をすべきだろう。たとえば、首長や執行部が言い出せないような、職員の諸手当や専門性の高いITなどの予算の無駄を削減して、新規の事業予算を要求する。筆者の経験からも、財源とセットで予算要求されると執行部も真剣になる。議員がチェック機能を発揮してムダを見つけて、そのムダの財源を基に「これをやれ」と迫る。議員も理論的に闘わなければならない。執行部は論理的な反論を準備しなければならない。このような議論を活発に行って、実績を明確にしていく。やはり議員報酬を考えると、行政サービスにどれだけの付加価値を与えられたかを住民に説明する仕組みがないと、報酬の高い安いは一概には言えない。

議員が政策を練り上げるためには、付与されている議会の権限を積極的に活用しなければならない。政務調査費を使って、学者や専門家からヒアリングを行う。予算修正のための議論を議員中心で取り組む。それから公聴会を開いて住民から直接意見を聞くことは当然のこととして行わなければならない。今できることを確実に行うことが議会や議員の力を強化するには必要だ。

今後の課題

筆者が市長をしていた当時、2000年から2050年までの50年間に佐賀市の人口がどう推移するかを予想した。大まかに言うと、総人口も働いて税金を納めてくれる世代も半分になる。このままだと、高齢者介護や医療にかかる予算は増えるが、収入は減少するということだ。現状の行政サービスを維持するには、確実にお金が必要になる。そのお金を誰がどう負担するのかは、議会が真剣に議論しなければならない問題だ。

行革派的な思考をすれば、議員の報酬が高いか安いかを検証するには、まず、議員活動の実態が明らかにならなくてはならない。一年を通して、活動時間を把握し、そもそも時間をどのように使っているのか、選挙活動と区別できる意思決定機関としての議会活動はどの程度あるのか等を「見える化」しておく必要がある。

さらには特殊な知識と経験を必要とする職務がどの程度あったかを、議員の協力を得て把握し、その上で、欧米の議員の役割や労働時間、議会を支えるスタッフの充実具合などを比較していくことが必要である。

このような議会改革を確実に実行するは急務である。真に求められるは、厳しい財政状況を踏まえつつも、明るい将来の自治体の姿を議論できる議会・議員である。

議会改革の核心は市民参加

福嶋浩彦 上席研究員

3つの力で動かす

自治体の民主主義は、国と性格が違う。国の場合、国民は選挙で国会議員（衆・参院議員）を選ぶ。民意は国会一つであり、一元代表制だ。その国会が総理大臣を選んで内閣を作る。つまり議院内閣制である。国民は国会議員を任期中にリコールしたり、国会を解散させたりすることはできない。国の法律を直接請求することもできない。もちろん世論で国の政治を動かすことはとても重要だが、制度としては、憲法改正の国民投票などを除き、国会が唯一の国民の代表として行動する。

自治体はこれと違って、市民は首長と議会をそれぞれ別々に選挙で選び、民意を二つ作る。二元代表制だ。首長には主に執行を、議会には決定を担当させるが、市民は選んだ首長がダメだと判断したら、任期中でも原則有権者の3分の1の連署による直接請求で住民投票を行い、リコールすることができる。同様に、議会を解散させることも、議員をリコールすることもできる。

さらに市民は、自治体の条例を直接請求することができる（有権者50分の1の連署）。また、1人で住民監査請求ができ、これを経て住民訴訟もおこせる。これも国にはない制度だ。加えて自治体ごとに、より日常的な市民参加制度を独自に作っているし、常設型の住民投票条例を制定している自治体もある。

つまり自治体では、執行を担当する首長と決定を担当する議会に分け、かつ市民が直接、参加と監視を行う。選挙で選んだ2つの民意と市民の直接参加、この3つの緊張関係によって運営することによって、主権者市民の意思を反映させる。

自治の土台は直接民主主義だ。すべてを直接民主制で行うことはできないが、市民に最も近いところで市民の生活にとって重要なサービスを提供する自治体の運営は、国よりもずっと、市民が直接情報を得て、実感を持って考え、自ら判断しやすい。従って自治体では、現実の制度としても可能な限り直接民主制を採り入れ、間接民主制と並立させていると言えよう。

議会はチェック機関ではない

こうした自治体の運営において、議会は自治体の重要な意思決定をする機関だ。「議会は行政のチェック機関だ」と言う人がいる。しかし、それでは二元代表制は成立しない。基本的に権力を決定と執行とに分けているから二元制なのであり、議会は自治体の意思決定機関だ。これは理想でも目標でもなく、すでに実際にそうである。条例、予算、重要な契

約、すべて議会が決定している。

もちろん議会は行政のチェックも行う。それは、議会が決定したことを、その決定趣旨を踏まえて首長・行政が適切に実行しているか、チェックするのである。あるいは、正しい決定をするために、これまでの首長や行政の執行状況をチェックする。つまり意思決定機関としてチェックするのであって、単なるチェック機関なのではない。議会はこのことを徹底して自覚する必要がある。

多くの議会は、意思決定しているのにチェック機関という感覚で、意思決定に対する自覚が不十分なのではないか。チェック機関なら、議員各々がそれぞれの考えでチェックしていても何とかなるかもしれない。だが決定機関なら、決定する上で構成員（議員）同士の徹底した議論が必須になる。しかし、現実には執行部への質疑が大半で、議員が互いに議論をしている議会は少ない。また、決定機関なら、決定した条例や予算などを機関として市民に報告する責任がある。首長や行政任せにはできないはずだ。

さらに決定機関なら、決定の場にこそ市民参加が大事だ。首長・行政が進める以上に、議会は条例案、予算案、請願・陳情の審議など自らの活動へ、公聴会、参考人をはじめ制度をフル活用して市民参加を進めなければならない。

改革の核心は参加

二代表制を担う議会にこれから一番必要なものは、市民の参加だと考える。議会への市民参加とは、市民が議員の自宅や議会の会派控室に行ってお願ひすることではない。委員会など議会の正式な会議の場で、市民と議員が正式に議論するということだ。

執行権を持っていない議会は弱いと言う人もいる。確かに利益誘導型の政治を前提とすれば、執行権を持っているほうが強い。しかし、本当の民主主義を前提とすれば、決定権を持っているほうが強い。そこに市民参加が必要だ。

また、首長は多くの職員をスタッフとして持つが、議会事務局の体制は弱いので、議会が首長と対等に渡り合うことは難しいという人もいる。確かに議会事務局の強化は課題だが、執行を担う首長が多くの職員を持つのは普通だ。

そのかわり、執行側には市民から選挙で選ばれたものが首長1人しかいない。一方、議会には市民から選挙で選ばれたものが、大抵何十人もいる。この力は、本当なら限りなく大きい。議会は、首長より何倍も徹底して市民と結びつくことによって、首長を上回るような力を持てるはずだ。しかし、職員をたくさん持つ首長の側が、市民参加も議会より進めているとなると、議会は対抗できなくなる。

市民と結びついた二元制を

本来は、自治体が二代表制を採用するか、国のような一元代表制にするか、自治体ごとにそれぞれ決めればよいと考える。ただ、完全な一元代表制にするには憲法の改正が必要となる。多くの市民が、自治体の長（執行の責任者）を直接選ぶ権利（憲法93条）をわ

ざわざ手放し、議会に預けてしまったほうが良いと考えているとは思えない。そもそも、二元制の下で役割をしっかりと果たせない議会が、一元制（議会中心制度）の議会を担えるはずはない。

二元代表制である以上は、きちんと二元代表制を通して主権者市民の意思による自治体運営を実現していくことが重要だろう。それが出来ない首長や議会の責任を、制度論にすり替えてはならない。今は何よりも、市民としっかり結びついて二元代表制を担う議会が求められている。

地方議会改革の将来象—地方議会のあるべき姿への処方箋—

赤川貴大

政策研究部プログラム・オフィサー

議会改革のツールとしての議会基本条例

地方分権は、理念的な議論の対象でなく、現実の課題になった。その対応に地方議会も手をこまぬいているわけではない。議会の機能不全が自治体の存亡にかかわることを如実に示した例が夕張である。石炭に代わる産業の育成のため、夕張市は国の補助金事業に頼った。議会は行政が提示した公営企業や第三セクターの新設案を精査することなく決定し、定期的な経営状況の把握も怠った。結果、360億円もの負債を抱え2007年に破たんした。だが、その隣町である栗山町議会は違った。議会の議決が自治体の存亡を左右することを認識していた。地方分権の流れが明確になった1996年からいくつかの対策を講じる。条例や予算の理念や目的を一つひとつ確かめるように議決する制度を整えた。間違いを最小限に抑え、仮に誤りがあっても被害を最小限に収める仕組みを作った。その集大成として、2006年に議会基本条例を制定した。

栗山町が議会基本条例を制定した以降、全国の地方議会でも議会基本条例が注目を集めている。30を超える自治体が既に制定している。またそれと同じ数の自治体が制定を検討している。議会自らが改革に取り組む姿勢を鮮明にしている地方自治体も出現している。議会基本条例を改革のひとつのツールとして検討している議会は少なくない。

議会基本条例の制定が、全国の地方議会の流行とも思える動きになった。その背景には、議員個人の活動が必ずしも議会の機能向上に直結しない制度が挙げられる。議員が一所懸命に研鑽に励むことは歓迎すべきことであり、今後も続けていくことが大事である。議員が身に付けた法律や財政の知識は、行政をチェックすることには時に有益である。だが、議会が全体として方向性を示すことが制度として確立していないと、一方的な行政批判になってしまう。行政の無駄を厳しく指摘する議員がいる一方、有権者に耳触りのいい福祉予算の増額を要求する議員も存在する。多くの議会では、残念ながら議論の整理が十分に行われておらず、言いつばなしの状況にある。建設的な自治体運営を行うには、議会の統一した意思を示すことが重要である。

議会基本条例の二つのねらい

議会基本条例には大きく分けて二つのねらいがある。ひとつは、議会で議論することについてのルールを明確にすることだ。議会は議事機関である。これは憲法で定められている。さらに地方自治法は、議会にいくつかの重要な事案を列記して、それを議決することを義務付けている。つまり、議会の役割は審議して決定することだ。議員個人の意見や要

望を表明するだけの場ではない。自治体の運営方針について審議を行い決定する機関である。それを名実ともに示すことが最低限の役割だ。だが、地方分権の時代が到来したからと言って、突然にこれまでの慣習を含めた議会の運営方法を改め、議員同士が徹底した議論を尽くすことは多くの地方自治体では難しいのが現実だ。そこにはルールをつくる必要がある。討議の場のルールを文章化したひとつが、議会基本条例である。

もうひとつは市民が議会・議員を評価する仕組みである。市民に情報を積極的に提供し、できるだけ市民に参加の機会を設けることで、これまで遠い存在だった議会との距離が縮まる。議会での審議内容や過程を把握することは、市民が議員を評価するうえで、新たな基準を与えることになる。居住地の近さや親せきや知人の紹介などの投票理由を見直す契機になる。議員一人ひとりの資質を見極める市民が増える。また、議会主催のタウンミーティングや報告会での市民からの直接質問に満足な対応ができる議員とそうではない議員が判別できる。議員主催の政治報告会は、事実上議員の選挙活動の一環だ。選挙に都合の悪い情報は控えるのが当然だ。市民に耳の痛い話を複数の議員が議論する仕組みが整えば、問題の本質と議員の考え方の違いも明確になる。

今後の課題

これまで「地方自治体のガバナンス研究」と題して広範囲に行ってきた研究対象を2009年度から地方議会に絞り深化させる。名称も名実を示す「地方議会の改革」に改める。同時に、全国初の議会基本条例制定に尽力した北海道栗山町議会事務局長の中尾修氏が退職するのに合わせ、同氏を研究員に迎え、実現可能な議会改革に向けて調査研究に着手する。

具体的には、「自治派」のアプローチで議会基本条例の分析を行う。議会基本条例の制定が目標となっている議会もある。議会改革に取り組んでいる姿を示す政治的なパフォーマンスとしての議会基本条例であれば、目的と手段を取り違えた本末転倒である。理念だけを高々と謳う条例は無用の長物である。また、議会基本条例によって、議会の権限が強化された。だが、その対象は首長なのか、市民なのか、検証が必要である。従来の中核・行政への要望型運営を前提とする基本条例では、議会や議員は地方分権の流れに取り残される。条例文や制定プロセスをヒアリング調査することで真の目的を検証する。

さらに、「行革派」のアプローチによる議員のコストと活動内容の分析を予定している。議員報酬・政務調査費・共済費など議員ひとりにかかる経費と議員の日常の活動を対比させる。多くの議員は休暇もなく活動している。だが、その活動内容は具体的にはどのようなものだろうか。議員の政治活動は、議会質疑の準備、協力関係にある政党や団体との活動、または支援者や後援者との意見交換など多岐に及ぶ。活動内容を精査することは、議員報酬やその他の経費の多寡を議論する上で重要である。

結びにかえて

最後になったが、各地での開催にあたり、市長や議員、企業経営者、地元新聞社から多

大なお協力をいただいた。その地域の風土や歴史に精通している方の協力なくしては、このような会の成功は望むべくもなく、改めて感謝を申し上げる。

地方議会改革のキャンペーン活動の概要や映像を東京財団のホームページで紹介している。また、各回に参加した議員がそれぞれのブログに感想等を掲載している。全国規模の組織だけではなく、問題意識を共有できる小さな集団が活発に発言する環境が、地方自治体の強化につながると確信している。